

知名町告示52号

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和7年6月2日

知名町長 今井 力夫

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格高騰の影響を受ける町内の商工事業者の負担軽減を図るため、省エネルギー性能の高い機器へ更新する商工事業者に対し、予算の範囲内において交付する知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、知名町補助金等交付規則（令和4年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、商工事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店、支店又は営業所等の事業所を有する商工事業者
- (2) 申請時点において、町内で1年以上事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 知名町商工会の会員である者
- (5) 次条に規定する補助対象事業について、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 知名町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号から第2号までに掲げる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち同項第3号に掲げる営業を営む者から委託を受けた者
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業を行っている者
- (4) 事業活動等に必要な資格又は許認可等を取得していない者
- (5) 単年度に複数回、本補助金を活用する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認める者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の事業所において補助対象設備への更新を町内の他の事業者に委託して実施する事業とし、補助金の交付の対象となる設備、要件、経費及び、補助率は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費が分かる書類（見積書等の写し）
- (2) 補助対象設備の性能を確認することができるカタログ等の書類
- (3) 補助対象設備の設置場所の位置図・配置予定図
- (4) 従前の設備の状況が確認できる書類・写真
- (5) 納税証明書等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(権利譲渡の禁止)

第6条 前条の規定に基づき、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとする。

(対象事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日から補助対象事業が完了するまでの間において、補助対象事業の内容を変更し、又は申請を取下げようとするときは、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業変更（取下げ）承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、変更に伴う補助対象経費の減額率が2割以内の減額の場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助対象事業の変更を認めたときは、速やかに知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業変更承認書（第4号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助対象事業の内容変更による補助金の額の変更は、当初の交付決定額の範囲内で行うこととする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は3月31日までのうち、いずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業実績報告書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類（振込用紙の写し）

- (2) 補助対象経費に係る明細書又は請求書の写し
- (3) 補助対象設備への更新を行う前の状況を示す写真
- (4) 補助対象設備への更新を行った後の状況及び当該設備
- (5) 補助対象設備への更新を行った省エネ達成基準率がわかる資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、実績報告書を提出した者に対し、必要に応じて補助対象設備への更新に関する書類の提示、現地調査等を求めることができる。

(額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、当該補助事業者に通知する。

(財産処分の制限)

第10条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないものとする。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に規定する耐用年数をいう。）を経過し、又は町長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月2日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象設備	省エネルギー設備（エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫、LED照明器具） 既存設備からの更新であり、補助対象経費が10万円以上のもの ただし、電球のみの更新は対象としない。
補助対象要件 （購入した補助対象 設備で、次のいずれ かを満たすもの又は 町長が適当と認める もの）	（1） 経済産業省が定める日本産業規格C9901に基づく最新の 目標年度の省エネルギー基準達成率（以下「省エネ達成基準 率」という。）が100%以上のもの
	（2） 省エネ基準達成率100%と同等以上の省エネ効果があるこ とを製造業者等が証明するもの（業務用のものに限る。）
補助対象経費	更新に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助率等	補助対象経費の2/3 （1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。上限 100万円）

第1号様式（第5条関係）

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

知名町長 殿

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 設備導入場所 知名町

2 補助金交付申請額等

補助対象設備 名 称	形式・品番	数量	補助対象経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)	補助金交付申請額
			円	A × 2 / 3 (千円未満切捨て。上限100万円)
			円	
			円	
			円	
合計			A 円	円

3 設置（納品）予定年月日 年 月 日

4 事業者区分 ☐ 中小企業 ☐ 小規模事業者 ☐ 個人事業主

5 業 種 ☐ 製造業 ☐ 小売業
サービス業 ☐ その他（ ）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

知名町長 印

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金について、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付して補助金の交付を決定しますので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金の交付条件

- (1) 令和8年1月31日までに設備の更新及び支払が完了すること。
- (2) 補助対象事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日までに実績報告を提出すること。
- (3) 事業内容を変更するときは、町長の承認を受けること。
- (4) 補助金額の確定は、実績報告書の提出後に行うものとする。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

知名町長 殿

住 所
事業者名
代表者名
電話番号

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業変更（取下げ）承認申請書

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業について、下記の理由により事業の内容を変更（取下げ）しますので、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業変更（取下げ）の内容

2 事業変更（取下げ）の理由

3 事業変更後の事業に要する経費額 円

4 事業変更後の補助予定額 円

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

知名町長 印

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業変更承認書

年 月 日で申請のあった知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業変更承認申請書について、審査した結果、適当と認められましたので、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第 8 条により通知します。

記

- 1 事業変更の内容
- 2 事業変更後の事業に要する経費額 円
- 3 事業変更後の補助予定額 円

第 5 号様式（第 8 条関係）

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業実績報告書

年 月 日

知名町長 殿

申請者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

年 月 日付で補助金の交付の決定を受けた上記事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 設備導入場所 知名町

2 補助金交付申請額等

補助対象設備 名 称	形式・品番	数量	補助対象経費 (消費税及び地方消費税相当額 を除く。)	補助金交付申請 額
			円	A × 2 / 3 (千円未満切捨て。上限 100 万円)
			円	
			円	
			円	
合計			A 円	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 補助金振込先金融機関

金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店名	本店 支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 6 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

知名町長 印

知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業補助金交付額確定通知書
年 月 日で提出の実績報告書を審査した結果、知名町商工事業者エネルギー価格高騰対策支援事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円